

平成29年4月1日

群馬県国民健康保険団体連合会行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間
- 内容

目標1：平成32年3月までに、職員の所定外労働時間を月平均6時間未満とする。

【対策】

平成29年4月～ 所定外労働の現状を把握
計画期間内 所定外労働の原因分析等を行う
計画期間内 ノー残業デーの実施（月4回）
庁内ネットワークによる職員への周知（毎月）
各課における実施状況の報告（毎月）

目標2：平成32年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。
また、夏季休暇は取得率100%を達成する。

【対策】

平成29年4月～ 年次有給休暇及び夏季休暇の取得状況について実態を把握
計画期間内 計画的な取得に向けた管理職への意識啓発の実施
計画期間内 年次有給休暇（夏季休暇）取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始